

議第22号

子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成29年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例

(京都市保健所条例の一部改正)

第1条 京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

別表西京保健センターの項及び伏見保健センターの項を次のように改める。

西京保健センター	京都市西京区桂良町1番地の2	西京区の区域のうち西京区役所洛西支所の所管区域を除いた区域
洛西保健センター	京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2	西京区役所洛西支所の所管区域
伏見保健センター	京都市伏見区鷹匠町39番地の2	伏見区の区域のうち伏見区役所深草支所及び伏見区役所醍醐支所の所管区域を除いた区域
深草保健センター	京都市伏見区深草向畑町93番地の1	伏見区役所深草支所の所管区域
醍醐保健センター	京都市伏見区醍醐大構町28番地	伏見区役所醍醐支所の所管区域

(京都市社会福祉事業基金条例の一部改正)

第2条 京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

第1条中「社会福祉事業の」を「社会福祉事業（以下「事業」という。）の」に改め、「京都市社会福祉事業基金（以下「」及び「」とい

う。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 事業の推進に必要な資金を積み立てるため、社会福祉事業基金を設置する。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 次に掲げるものは、前条に規定する基金（以下「京都市社会福祉事業基金」という。）として積み立てるものとする。

(1) 予算をもって定める金額

(2) 前条の目的のための寄付金

第3条及び第4条中「基金」を「京都市社会福祉事業基金」に改める。

第5条中「基金の」を「第1条第1項に規定する基金の」に、「支出し、又は基金に積み立てる」を「支出する」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定により別表に定める目的のために支出し、なお剰余金があるときは、第1条第1項に規定する基金に積み立てるものとする。

3 社会福祉事業基金の運用から生じる収益は、当該基金に積み立てるものとする。

第6条中「基金」を「第1条第1項に規定する基金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 社会福祉事業基金は、事業の推進に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

基金名	目的	金額
阪本安平高齢者福祉事業基金	高齢者福祉事業の推進に必要な費用	100,000,000 ^円
山本つるゑ高齢者福祉事業基金		100,000,000

(京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部改正)

第3条 京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「又は教育委員会」を削る。

第3条を削る。

第4条ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に、「一」を「いずれか」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

第12条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「及び教育委員会」を削り、同条を第12条とする。

別表第1中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

別表第2及び別表第3中「第7条関係」を「第6条関係」に改める。

(京都市宝が池公園運動施設条例の一部改正)

第4条 京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

第10条ただし書、第11条第4号及び第5号、第12条並びに第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「及び教育委員会」を削る。

別表第5 供用日の欄中「1月5日から12月27日まで」を「1月4日から12月28日まで」に改める。

別表第6 使用料の欄を次のように改める。

使用料(1時間につき)
1,550 ^円
1,240

別表第6備考を削る。

(京都市子育て支援事業基金条例の一部改正)

第5条 京都市子育て支援事業基金条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市子ども若者はぐくみ事業基金条例

第1条中「行う」の右に「子ども及び若者の健全な育成並びに」を加え、「資する」を「関する」に、「京都市子育て支援事業基金（以下「基金」という。）」を「別表のとおり基金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 事業の実施に必要な資金を積み立てるため、次の各号に掲げる目的に応じ、当該各号に掲げる基金を設置する。

(1) 乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，障害児入所施設及び児童発達支援センターの設備及び運営に関する水準の向上に必要な費用
児童福祉施設運営事業基金

(2) 前号に掲げるもののほか，児童福祉事業の実施に必要な費用
児童福祉事業基金

(3) 前2号に掲げるもののほか，事業の実施に必要な費用
はぐくみ未来応援事業基金

第2条各号列記以外の部分中「基金」を「前条に規定する基金（以下「京都市子ども若者はぐくみ事業基金」という。）」に改める。

第3条及び第4条中「基金」を「京都市子ども若者はぐくみ事業基金」に改める。

第5条第1項中「基金」を「第1条第1項に規定する基金」に、「事業の実施に必要な財源に充てる」を「別表に定める目的のために支出する」に改め、同条第2項中「必要な財源に充て」を「別表に定める目的のために支出し」に改め、「ときは、」の右に「第1条第1項に規定する」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1条第2項各号に掲げる基金の運用から生じる収益は、同項各号に

掲げる基金に積み立てるものとする。

第6条中「基金は、事業の実施に必要な」を「第1条第1項に規定する基金は、別表に定める目的の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第1条第2項各号に掲げる基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附則の次に次の1表を加える。

別表（第1条関係）

基金名	目的	金額
山田も祢児童福祉事業基金	児童福祉事業の実施に必要な費用	100,000,000円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

子ども若者はぐくみ局の設置に伴い、京都市子ども若者はぐくみ事業基金を設置する等の必要があるので提案する。